

# 労働時間管理のルールと実務対応

～働き方改革推進法の法改正を踏まえて～

昨年6月に働き方改革推進法が成立し、本年4月から改正労働基準法における時間外労働の上限規制等が施行されます。この上限規制の違反については、新たな罰則が設けられており、企業としては、違反の事態は是非とも回避しなければなりません。また、同時期に施行される改正労働安全衛生法において、管理監督者を含む労働者（但し、高度プロフェッショナル制度の適用者を除く）の「労働時間の状況」を把握することが求められています。このように、適正な労働時間管理は企業の必達事項であり、法改正を踏まえた労働時間のルールを理解していただくとともに、実務対応について解説いたします。

## -CONTENTS-

### 1 はじめに

働き方改革推進法の概要と労働時間管理

### 2 労働時間制度の基本を理解する

- (1) 労働時間とは
- (2) 法定労働時間と所定労働時間
- (3) 休憩
- (4) 時間外・休日労働と割増賃金
- (5) 法定労働時間枠の弾力化  
(変形制・フレックス)
- (6) 労働時間算定の弾力化  
(事業場外みなし、裁量制)
- (7) 労働時間適正把握義務
- (8) 労働時間規制の適用除外者

### 3 労働時間管理と上限規制対応

- (1) 適正把握ガイドラインを踏まえた管理方法
- (2) 36協定締結の実務対応
- (3) 働き方改革と就業規則変更の要否
- (4) 今後の労働時間管理
- (5) 労働時間の削減に向けた取組

### 4 実務上の問題

- (1) サービス残業問題
- (2) 定額残業制
- (3) 管理監督者性
- (4) 労働基準監督署への対応

### 5 改正労働安全衛生法の労働時間の状況把握義務等

(※項目・内容は変更となる場合があります。)

開催日時	<b>2019年5月24日(金)</b>
	<b>13時30分～16時30分</b>
会場	<b>経協会館3階ホール</b> (新潟県経営者協会) 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 ひかり協同法律事務所 パートナー 弁護士 増田 陳彦 氏

平成11年中央大学卒業。平成14年弁護士登録。平成28年ひかり協同法律事務所にパートナー参画。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」のメンバーであり、人事・労務問題に精通している。著書等に「Q&A解雇・退職トラブル対応の実務と書式」、「フロー&チェック労務コンプライアンスの手引」などがある。



受講料	一般 16,200円 (1名・消費税込) 会員会社 10,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)またはホームページ( <a href="http://www.niigata-keikyo.jp">http://www.niigata-keikyo.jp</a> )よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	<b>2019年5月17日(金)</b> ※受講料は5月17日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイシヤキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

### 労働法務講座申込書 (5/24)

会社名			
所在地	(〒 )		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込  その他  請求書  要  不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。